

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

子どもの医療費助成制度は少子化・人口減少に対する子育て支援策として、また、どの子どももお金の心配なく必要な医療が受けられるよう、各自治体で拡充の動きが広がっている。

国は、子どもの医療費助成の地方単独事業に対し、国民健康保険への国庫負担を減額する調整措置を行っている。これについては全国知事会、全国市長会、全国町村会から「少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、地方自治体の懸命な取り組みを阻害するものであり、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すべきである」との要望書が出されている。厚生労働省は、こうした地方からの働きかけに応え、2018年度から乳幼児医療に係る国庫負担減額調整措置を廃止した。国庫負担減額調整措置は年齢を制限せずに完全に廃止すべきである。

また、東京都が実施している義務教育就学児医療費助成制度は所得制限が設けられているが、所得制限をなくす自治体もふえてきている中、本市においては本年10月から小学生については所得制限の撤廃が実現したものの、中学生については所得制限が設けられており、隣接する区市との格差が生じている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、少子化対策・子育て支援の抜本的強化と地域格差是正のため子ども医療費助成制度の拡充等を求め、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国の制度として子ども医療費を無料とする制度を早期に実現すること。
- 2 子ども医療費助成制度の地方単独事業に対する国庫負担減額調整措置については全て廃止すること。
- 3 現行の東京都の補助制度で設けられている所得制限及び自己負担をなくすこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司